

戸籍謄・抄本等の郵送による交付申請書

(本籍地市区町村)

令和 年 月 日

長 殿

※請求者の住民登録地にしか送れません

(1) 請求者

住所			
フリガナ			筆頭者との関係 ●例:妻、父、長男、二男の長女
氏名	⑥ ※自署の場合は押印不要		
屋間の連絡先	(自宅・携帯・勤務先) ()	生年月日	(天・昭・平・令) 年 月 日生

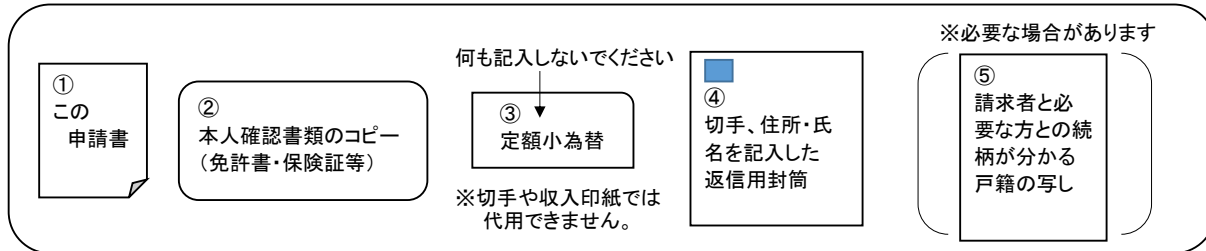
(2) 必要な証明

本籍			
筆頭者	●亡くなくても変わりません	生年月日	(明・大・昭・平・令) 年 月 日生
必要な人の氏名	●謄本(全員)の場合は不要	生年月日	(明・大・昭・平・令) 年 月 日生

必要なもの	手数料(1通)	通数	使用目的(具体的に記入してください)
戸籍謄本(全部事項証明)	450円	通	
戸籍抄本(個人事項証明)		通	
除籍 ※全員が削除されたもの(謄本・抄本)	750円	通	相続で連続した戸籍が必要な場合はこちら (氏名)の死亡による 相続手続きで(氏名)の (出生・婚姻・())から (婚姻・死亡・())までの 一連の戸籍を各()通
改製原(謄本・抄本)	750円	通	
戸籍の附票(全員・一部) □本籍地及び筆頭者 □在外選挙登録地 ※記載が必要な方はチェックしてください。	300円	通	附票を申請する方(↓必要となる住所を記入) から まで
身分証明	300円	通	
独身証明 ※委任状による代理取得不可	300円	通	最近1か月以内に戸籍の届出をされた方 (月 日)()届を (市・区・町・村)へ提出済
受理証明書()届	350円	通	
その他()		通	

- 本人・直系・現配偶者記載のもの以外(身分証明書は本人以外、受理証明書は届出人以外)は委任状が必要な場合があります。
- 謄本(全員)か抄本(一部)を選び○してください。
- ※偽りその他不正な手段により、証明書の交付を受けた者は刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

(3) 本籍地の市区町村に送るもの



③定額小為替(手数料)
郵便局でお求めください。
各市町村によって料金が違うため、本籍地に確認してください。

④返信用封筒
封筒に住民登録地の住所を記入し切手を貼ってください。
請求者の住民登録地にしか送れません。
お急ぎの場合は、速達料金分の切手も貼ってください。

〒859-3692
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1
川棚町役場 住民福祉課住民係
0956-82-5411(直通)